

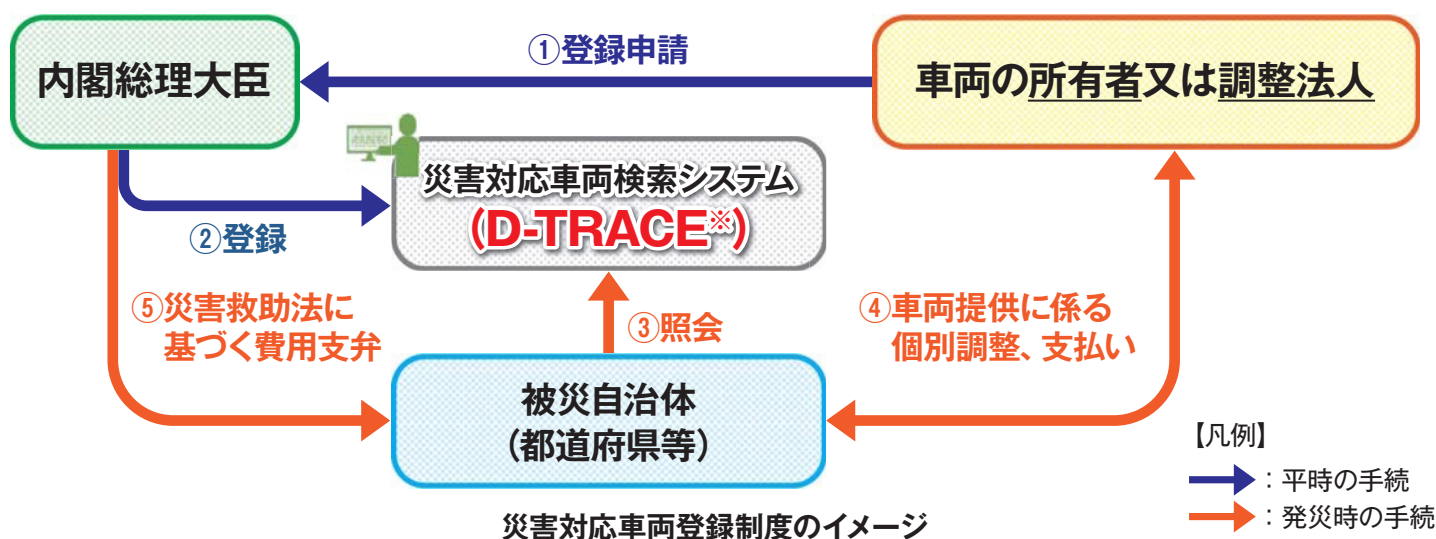
令和7年
6月1日
登録開始

災害対応車両登録制度が始まります



- 災害に遭われた方々に対し迅速に良好な生活環境を提供することは、災害関連死を防ぐうえでも、大変重要です。
- キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー等の災害対応車両は、発災直後から、温かい食事や快適な居住・衛生環境等を提供します。これらは、令和6年能登半島地震でも活躍しました。
- 災害時にこれら災害対応車両を有効に活用し、円滑な被災者支援を実現するため、令和7年6月1日より、災害対応車両登録制度の運用を開始します。

※災害対応車両登録制度とは、災害対応車両／災害対応車両調整法人を平時から登録・データベース化しておくことで、発災後、被災自治体のニーズに応じて、迅速に災害対応車両を提供できるようにするための制度です。



※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engineの頭文字をとったもの

災害対応車両登録制度の概要

登録の対象は

(1) 災害対応車両又は(2) 災害対応車両調整法人のいずれかです。それぞれ、(1) 災害対応車両の所有者又は(2) 災害対応車両調整法人からの申請に基づき、内閣総理大臣が登録します。

- ▶ 災害対応車両とは、発災時に、①避難所、②住まい、③トイレ、又は、④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供されるもので、自走型のほか、運搬又は牽引される形態のもの（コンテナ型やトレーラー型）が対象となります（以下「車両」と略称）。
- ▶ 災害対応車両調整法人とは、発災時に、災害対応車両の配車調整等を行う法人です（以下「調整法人」と略称）。



災害対応車両の例

登録の基準は

- 車両の所有者又は調整法人が、
 - ・ 発災時に被災自治体を支援する意思を有している、及び、
 - ・ 一定の欠格事由に該当しない必要があります。
- また、車両を登録する際には、申請に係る車両が、一定の登録基準（下記参照）に適合している必要があります。

①避難所

- 1人あたり1台のベッドが確保されていること
- 冷暖房、湯沸し、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること等

②住まい

- 台所、洗面所、浴室、便所及び物干し場が設けられていること
- 一定の広さ（20㎡以上等）が確保されていること等

③トイレ

- 原則として便房が2以上あること
- 快適トイレ仕様（水洗、臭い防止、照明、施設等）であること等

④食事

- 温冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
- 一以上の都道府県から営業許可を受けていること等

⑤洗濯

- 洗濯機、乾燥機が3つ以上あること等

⑥入浴

- 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること
- 脱衣所、給湯、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること等

登録後・発災後の対応は

- 災害対応車両検索システム（D-TRACE※）に、登録を受けた車両等の情報が、順次、蓄積されます。
- 地方自治体は、D-TRACEを参照し、ニーズに沿う車両を検索できます。
- 国は、災害救助法に基づき、地方自治体が支出した費用の最大9割を負担します。

※Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine



災害対応車両検索システム（D-TRACE）による車両検索の例

車両の活用により、発災直後から良好な生活環境の確保が可能に

登録の手順は

- 災害対応車両検索システム（D-TRACE）上の「申請ページ」から、ウェブ上で登録を申請できます。
- 申請者の情報、車両の規格に関する情報等の入力に加え、プルダウン方式で回答いただく申請事項を多く設定するなど、極力、申請に係る負担の軽減に努めています。
- 発災時に、被災自治体への車両の提供の可否等を真摯に検討することが登録の条件となるため、この旨を申請フォーム上で「承諾」いただきます（「承諾する」にチェックを入れる）。
- 必要書類（以下）をアップロードすれば、申請手続は完了です。

D-TRACE上の車両情報の入力画面例

【災害対応車両の登録を受ける場合】

〈必ずご用意いただくもの〉

- ・欠格事由に該当しないことの誓約書、車両に係る設計図書、竣工図書、写真

〈必要に応じてご用意いただくもの〉

- ・自動車検査証の写し、食品衛生法に基づく営業許可証の写し 等

【災害対応車両調整法人の登録を受ける場合】

- ・欠格事由に該当しないことの誓約書、定款その他活動内容が分かる資料

▶登録は5年ごとの更新制です。

▶システム上での電子申請が原則ですが、書面申請も可能です。ご希望の場合、内閣府へお問合せください。

▶常に最新の情報がデータベースに掲載されるよう、登録内容に変更が生じた場合には、ご自身でデータベースにアクセスして変更いただくほか、年に2回（4月30日、10月31日）、掲載されている情報が最新か否かを確認いただきます。

よくあるご質問

質問 登録を受けた場合には、自治体からの車両提供要請に、必ず応じなければなりませんか？

回答 車両の提供可否を真摯に検討いただきますが、その結果、提供が困難と判断された場合には、車両提供の必要はありません。

登録を受けた場合のメリット

- 国が運用するデータベース（災害対応車両検索システム）に車両等の情報が記載されるため、災害時の活用可能性が高まります。
- 発災後、被災自治体からの要請に基づき車両を提供した場合は、その貸与等に係る対価が被災自治体から支払われます（国は、被災自治体に対し、災害救助法に基づく費用負担を実施）。
- 平時には、本制度による登録を受けていない車両と比べて、国や地方自治体が管理する公共施設に優先的に入構し、営業活動を営むことができる場合があります。

お問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話03-3503-9394（直通）FAX03-3502-6034
naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

災害対応車両検索システム（D-TRACE）の詳細は
<https://pr.d-trace.go.jp>をご参照ください→



発災時の手順は

- 発災後、車両の活用を検討する被災自治体は、災害対応車両検索システム(D-TRACE)上でニーズに沿った車両の検索が可能です。
- 被災自治体は、提供を希望する車両の所有者や調整法人との間で、車両提供の可否、期間、費用等について、個別に調整します。
- 調整の結果、車両の提供を受けた場合は、被災自治体は、その対価（車両のレンタル費用等）を車両の所有者、又は、調整法人に直接支払います。
- 国は、被災自治体が負担した費用について、災害救助法に基づき、最大9割を負担します。



D-TRACE上の車両検索画面の表示例

- ▶災害対応車両検索システム（D-TRACE）は、全ての地方自治体が閲覧できます。
- ▶迅速な被災者支援等を実現するため、車両の確保に際しては、被災自治体と車両の所有者等との個別調整を原則としています。一方、被災自治体による個別調整が困難な場合は、国がサポートすることもありますので、内閣府まで、ご相談ください。
- ▶複数の都道府県において広域的な被害が発生している場合を念頭に、国は、被災自治体又は車両の所有者若しくは調整法人との間で、車両の提供先となる被災自治体の変更を調整させていただくことがあります。

よくあるご質問

- 質問 災害救助法が適用されていない災害であっても、国による費用負担の対象となりますか？
- 回答 国による費用負担は、災害救助法が適用された災害に限り行います。
- 質問 車両の所有者等との個別調整の結果、車両の提供意思が示されました。この場合、当自治体において、当該車両を活用できるとの理解でよいですか？
- 回答 その理解で結構です。ただし、複数の都道府県において広域的な被害が発生している場合を念頭に、国が総合調整（車両の提供先の変更調整等）を実施する場合があります。

災害対応車両検索システム（D-TRACE）を活用するメリット

- 国が運用するデータベース（災害対応車両検索システム）に登録を受けた車両や調整法人の情報が記載されるため、車両を検索する手間が大幅に削減され、迅速な被災者支援等を実現できます。

お問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当） 付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
電話03-3503-9394（直通） FAX03-3502-6034
naikakuhubousai.d-trace@cao.go.jp

災害対応車両検索システム(D-TRACE)の詳細は
<https://pr.d-trace.go.jp>をご参照ください→

